

4/1は東スポの日。東スポ創刊日です。

A：共済会・基金

①掛金（基金・共済会）の納付について

| | | |
|--------|--|---------------------------------|
| 今回の請求 | 3 月 分 | |
| 納付期限 | 2026年4月27日(月) | |
| 取扱金融機関 | 施設指定の金融機関 | 小切手の場合は、納付期限の 5日前までに入金してください |
| 納付方法 | 口座自動振替 | |
| その他 | ○基金掛金と共済会掛金の合計金額を振り替えます ○口座名義等が同一の場合、集約をして、合計した金額を振替えます | |

②基金・共済会の掛金の年次更新の手続きは、10月です

- ・更新以外の届出（加入、退職、配置換え、福利厚生等）は、通常通りの提出になります。
- ・特に「加入」「退職」「配置換え」の書類は、コピー（カラーコピー含む）をしたものは使用できませんので、不足している場合は、FAX等でご連絡ください。

③iDeCo（個人型確定拠出年金）を利用している会員さまの不整合通知の対応

- ・会員（職員）が個人で利用されているiDeCoの登録情報と基金（共済会）の登録情報が違うと会員へ「企業年金登録情報との不整合のご案内」が届きます。
- ・共済会の登録変更をする場合は、手続きが必要です。

④個人情報のお問い合わせについて

- ・退職金等については、指定の「個人情報開示請求書」による書面手続きが必要です。

⑤「福利厚生事業利用補助金」の申請締切り

- ・本年4月20日必着で2025年4月1日～翌年3月31日利用分の申請を締切ります。

⑥「基金にかかる取扱い規程」の改定を検討されている法人様への注意事項

- ・改定を決定するまえに、必ず、事務局へご相談ください。
- ・規程の改定は、国（厚生労働省）の審査、承認が必要です。
→国の審査、指導により、法人で決定した内容を変更いただくことがあります。
- ・改定手続きはすぐにはできません。事務局への提出は施行日の4～6ヶ月前が目安です。
[1] 基金の役員会で改定案を承認→ [2] 国へ改定案を届出→ [3] 国が承認
* 共済会から国へは、施行日の2ヶ月前までに提出します。（軽微な変更を除く）
* 国への届出準備のため、ご希望の進行日程にはお応えできません。
- ・名称変更等の適用日は、厚生年金保険の適用日です。認可日ではありません。
- ・「給付減額」と認定される改定（職員にとってマイナスの改定）は、国の審査、指導が厳しいのでご注意ください。

⑦ライフサポート倶楽部の活用についての紹介（抜粋）

- ・予約はネットのみです。ライフサポート倶楽部の会員専用画面から予約をしてください。
- ・サービスの詳細は、ホームページ又は、ガイドブックなど広報誌をご覧ください。

⑧4月・5月のお問い合わせと掛金の振替口座の変更について

- ・電話が大変混み合う時期です。できる限り、FAXやEメールをご活用ください。
- ・口座名義変更など、掛金の振替口座の変更等がありましたら、早急にご連絡ください。

B：WAM（*福祉医療機構と契約している法人・事業所が対象です）

①年度更新は、直接、WAMへ手続きをしてください

- ・ネットではなく紙面による手続は、WAMにお問い合わせください。

②共済会では簡易な相談対応をいたします

- ・各種手続の提出先：すべて、WAMへ直接、手続をしてください。

③2025年1月から刷新されたWAMの電子届出システムへの **【共済会推奨設定】**

- ・源泉徴収事務（WAMと基金の退職金）に関する設定が必要です。
[推奨] 退職手当金の最終支払者 → WAM以外＝当基金（共済会）
*WAMを最終支払者に設定すると、当基金の退職金の源泉徴収票をWAMに提出（アップロード）しなければなりません。（源泉徴収票の発行、提出までWAMの手続が完了しない）
- ・WAMと基金の税務事務を連携しない場合は、本人の確定申告が必要です。

C：ソウエルクラブ（*福利厚生センターに加入している法人が対象です）

①福利厚生契約対象職員名簿

- ・本年4月1日現在の状況を届出してください。（原則、インターネットによる手続方式）

②会員交流事業の案内は、5月以降の予定です。

D：その他

①提出いただく書類の印鑑について

- ・書類の自署、押印について、シャチハタやゴム印は受理できませんのでご注意ください。

②新規施設・事業を開所予定の法人様へ

- ・事業種別等により契約できないケースがあります。事前に共済会までご連絡ください。

③各申請書類の提出について

- ・加入、退会、中断（累積停止）の届出は早めの手続にご協力ください。（期日7日以内）
- ・福利厚生等の給付金申請には期限がありますのでご注意ください。

E：事業日程

| 日 程 | 内 容 | 種 別 |
|-------|--------------------------------|-----------|
| 4月10日 | 3月分掛金（基金・共済会）納付通知書送付予定 | 基金/共済会 |
| 4月20日 | 各種給付金、補助金、退職金の請求締切り | 共済会 |
| 4月27日 | 3月分の掛金（基金・共済会）納付期限 | 基金/共済会 |
| 4月下旬 | 共済会・基金のしおり発行（予定） | 基金/共済会 |
| 4月下旬 | 4月1日現在の加入対象職員の提出期限 | wam/sowel |
| 5月8日 | 各種送金（口座を変更された施設は、変更後の口座へ送金します） | 共済会 |

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

事務局 TEL075-252-5888 (Fax-5881) /HP <http://www.kyousaikai.or.jp>/Email info@kyousaikai.or.jp